

1 指定を行う行政機関の長の限定

- 特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長を精査し、指定をしない行政機関の長を列挙。
→ 特定秘密を指定するのは、19の行政機関(例:内閣官房、外務省、防衛省、警察庁等)の長のみ。

2 特定秘密指定管理簿の整備

- 行政機関の長は、特定秘密指定管理簿を整備し、指定・解除等を適切に管理。
- 指定の年月日、有効期間、特定秘密の概要、特定秘密保護法別表との対応関係等を記録。

3 特定秘密の表示

- 特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を実施。
→ 対象文書の見やすい箇所に印刷するなど確実な方法で実施。
- 特定秘密の提供を受けた者も同様の措置を実施。
- 指定の解除等の際は、表示を抹消。

4 実施すべき保護措置

- 指定をした行政機関、都道府県警察、適合事業者、提供を受ける行政機関の長等が講じる保護措置を規定。

保護措置の例

- ① 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- ② 職員に対する教育
- ③ 施設設備の設置
- ④ 特定秘密の伝達の方法の制限
- ⑤ 緊急事態における廃棄(奪取等の漏えいを防止するため、他に適当な手段がないと認められる場合のみ) 等

5 その他

- 独立公文書管理監を内閣府に置く。(内閣府本府組織令等の一部を改正する政令)
- 特定秘密保護法の施行期日は、平成26年12月10日とする。(特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令)